

提案型集約化施業の 取組にご協力下さい

戦後に造林した人工林資源が成熟してきており、管内いたるところで木材を利用できる状態となっています。また、日本における木材の輸入量は減少傾向にあり、製材・合板業界では国産材利用を増やす動きが本格化してきております。

一方で、森林所有者の皆様は、木材価格の低迷等に伴い林業への関心が薄れ、多くの森林で手入れがなされないままとなっています。このような状態が続くと立ち枯れ木の増加や土砂崩れなど森林災害が発生しやすくなつてきます。

このような状況を打開するため、国や県では森林施業に対する助成措置を講じ森林整備の推進を強化するとしております。

これを受け、森林組合では、森林整備を通じ組合員の森林の価値を高める取組に努めることと致しました。

具体的な森林整備の進め方は、森林組合が、組合員の皆様に保育間伐や利用間伐など今、必要

とされる森林施業について「提案」させて頂き、これらの施業地をなるべく多く「集約化」し一体的、効率的に施業までを行います。このような方法を「提案型集約化施業」と言いますが、この「提案型集約化施業」に対しては、行政から補助金が交付されます。

森林組合では、組合員の皆様への還元を図るため、この補助制度を活用すべく現在、「提案型集約化施業」の実施に取り組んでいます。今後、組合員の皆様に積極的に働きかけを行って参ることとしておりますので、どうか、多くの組合員様のご協力下さいますようよろしくお願い申し上げます。



集約化施業地区説明会の様子



道路上に張り出した樹木は ありませんか？

倒木や枝の落下等が原因で通行人がケガ、自動車等が損傷お

る木はないかなど、一度ご確認することをお勧めします。

よび交通事故等が発生した場合、原因となつた樹木が生えていた土地の所有者が賠償責任を負わなければならない場合があります。

道路沿線に土地を所有されている方は、道路上に樹木やその枝が張り出していないか、枯れて倒れる恐れのある



道路上に張り出した樹木